

市からの お知らせ

■3月・4月は市民課窓口が大変混み合います。休日窓口開設のお知らせ

市民課(内線3067)

4月は転入・転出などの住民異動届の続きのため、多くの方が市役所を訪れます。そのため、3月下旬から4月上旬にかけて窓口が大変混み合い、待ち時間が2〜3時間になることもあります。4月の第1週目、毎週月曜・金曜日は、特に混み合いますので、手続きを予定の皆さんには、ご理解とご協力をお願いします。なお、転入届と転居届は引越し後2週間以内の手続きとなりますが、転出届については、引越し2週間前から手続きができ、郵送手続きもできます。詳細は市ホームページをご覧ください。

また、混雑の緩和と平日来庁できない方のために休日窓口を開設しますので、ご利用ください。

日時 3月27日(日)・4月3日(日)
受付時間 8時45分〜11時30分、13時15分〜16時30分
場所 市役所1階 市民課

引越し等による水道の届出について

営業課 ☎877-8476・877-8460

引越し等による水道の使用開始または使用中止をしたいときは2〜3日前の平日にご連絡ください。

受付時間 月〜金曜日の8時30分〜17時15分(電話または営業課窓口受付)

・受付の際に使用開始日または使用中止日・使用者の氏名・住所・連絡先などを確認します。
 ・基本的に立会が必要ありません。
 ※16時以降の閉栓受付は、翌営業日に閉栓作業することになりますのでご了承ください。

引越しごみについて

環境保全課(内線3211)

燃えるごみ・燃えないごみ
 市の指定ごみ袋に入れ、指定収集日に合わせて出してください。袋の数が20袋を超える場合は環境保全課まで連絡してください。

資源ごみ

紙類(新聞紙、雑誌、段ボール等)や容器類(ビン、缶、ペットボトル等)は再生利用されます。燃えるごみ・燃えないごみに混ぜないよう、ご協力をお願いします。

粗大ごみ

対象となる手続き

- ①住民票等の交付
 - ②戸籍に関する証明書の交付
 ※戸籍届の提出直後の方は交付できません。
 - ③印鑑登録および印鑑登録証明書交付
 - ④返戻された通知カードの受取り
 - ⑤住民異動届受付※個人番号カード・住基カード所有者対象の特例転入(転出証明書不要)、国外転入を希望する人は受付できません。
- 申請・届出の内容によって、対応できないものがありますので、不明な点がありましたら、事前に問い合わせください。
- 戸籍届(出生・死亡・婚姻・離婚など)は、提出(仮受付)のみの対応となります。

マイナンバー通知カードは受け取りましたか?

市民課(内線3065・3066)

市民の皆さんへマイナンバーの通知カードを簡易書留で送付しましたが、受領されなかった通知カードを市民課で保管していますので保管期限までに受け取りください。
受取に必要なもの
 ・本人確認書類(運転免許証など)・印鑑(認印可)

場所 市役所1階 市民課

受付時間 8時30分〜17時15分(土日・祝日除く)
保管期限 4月3日(日)まで
 ※本人および同じ世帯の人の通知カードを受け取ることができません。世帯が異なる人の通知カードを代理で受け取るには委任状が必要です。
 ※通知カードは社会保障・税分野(年金・健康保険・税申告など)における各種行政手続きで利用します。
 ※保管期限までに受領されなかった通知カードは廃棄します。廃棄後に通知カードの交付を希望する場合は再交付扱いとなり1枚当たり500円の手数料が必要となります。

児童扶養手当および特別児童扶養手当の制度について

児童家庭課(内線3613)

児童扶養手当とは
 ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的とする制度です。(外国人の人も支給対象となります。また、公的年金等が低額の場合、併給できるようにしました。)
 ※児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方(一定程度の障

いがある20歳未満)

支給対象
 次の①〜⑥のいずれかに該当する児童を監護する母、監護しつつ生計を同じくしている父または当該父母以外の者で当該児童を養育する人が対象です。
 ①父母が婚姻を解消した児童
 ②父または母が死亡した児童
 ③父または母が一定程度の障がいにある児童
 ④父または母の生死が明らかでない児童
 ⑤父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 ⑥その他(父または母が1年以上遺棄している児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など)

特別児童扶養手当

身体や精神に一定程度の障がいがある20歳未満の児童について、児童の福祉増進を図る目的とした制度です。
支給対象
 身体や精神に障がいがある20歳未満の児童を監護する父または母。もしくは父母に代わって養育している人。
 ※これらの手当を受給するためには窓口で申請が必要です。所得制限、その他要件があります。支給要件に該当するか申請相談時に確認しますので、該当しない場合もあります。詳しくは、児童家庭課まで問い合わせください。

粗大ごみは事前申込みが必要

粗大ごみは事前申込みが必要です。粗大ごみ収集日前日(土日・祝日除く)16時までに環境保全課へ申込みください。
テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン
 家電リサイクル対象品のため市で収集ができません。購入先に引き取りを依頼してください。購入先が不明または廃棄等存在しない場合、市の許可業者に引き取りを依頼するか、指定引き取り場所へ自己搬入してください。

許可業者

- ・浦添市清掃事業協同組合 (☎877-2750)
- ・有限会社沖繩クリーン工業 (☎951-0370)
- ・丸一商会 (☎946-5265)

猫は室内で飼うようにしましょう!

環境保全課(内線3216)

猫にとつて屋外は事故や感染症など危険がたくさんあります。また、屋外で行動させていることが、周辺住民の迷惑となる可能性もあります。
 ご近所の敷地内へのフン・尿トラブルを防ぐためにも、野良猫への無責任なエサやり行為をせず、飼い猫は室内飼育を心がけましょう。
 首輪・迷子札を付け、猫用

戦後70年企画「浦添の戦場を歩く(2)前田高地」

文化課(内線6217)

沖繩戦の前田高地は「ありったけの地獄を二つにまとめた」と言われるほどの激戦地でした。戦後70年企画として、浦添グスク周辺に残る戦跡を中心に前田高地の戦闘について、うらそい歴史ガイドが案内します。
日時 3月13日(日) ※少雨決行
受付 9時〜9時30分 出発9時45分 終了12時30分
コース ようどれ館↓浦和の塔・デイীগガマ↓前田高地平和之碑↓ワカリジ(為朝岩)↓糧食壕↓乾パン壕↓クチグワガマ↓ようどれ館
 ※コース・ポイントは都合により変更することがあります。
集合・解散場所 浦添グスク・ようどれ館
募集人員 60人
対象 小学生以上
 ※小学生は保護者同伴
参加料 300円(保険料・資料代)
募集期間 3月10日(木)まで
申込み先 浦添グスク・よう

平成28年度就学援助事業について

学務課(内線6515)

就学援助とは?

経済的に困りのお家庭でも、お子さんが安心して義務教育を受けられるよう、公立の小中学校へ通う児童生徒の保護者を対象に「就学援助事業」を行っています。詳細は学校を通してお知らせ通知を配布します。申請書の必要人は、学校事務室または学務課で受け取りください。
 認定されると、学用品費・給食費・修学旅行費・医療費などの一部が援助されます。
 ※生活保護を受けている人は医療費と修学旅行費のみ。
対象 次の①〜④のいずれかに該当する人
 ①生活保護を受けている人
 ②生活保護を停止または廃止された人
 ③市民税が非課税の人
 ④生活保護世帯に準ずる程度の困窮と認められる人
新規申請 4月7日(木)〜4月28日(木)
 ※4月1日より援助開始
追加申請 5月2日(月)〜12月28日(水)
 ※申請月の翌月より援助開始